◆◆事前調書作成上の注意事項◆◆

○事前調書の作成対象月は、指導予定日に合わせて下記のとおりとしてください。

・６月指導予定の事業所は、２月～４月

・７月指導予定の事業所は、３月～５月

・８月指導予定の事業所は、４月～６月

・９月指導予定の事業所は、５月～７月

・１０月指導予定の事業所は、６月～８月

・１１月指導予定の事業所は、７月～９月

・１２月指導予定の事業所は、８月～１０月

・１月指導予定の事業所は、９月～１１月

　なお、各調書における期日等の表示は、指導予定日に合わせて下記のとおりとしてください。

【表示例】

１「直近３か月の状況」は

・６月指導予定の事業所は、「２月～４月の状況」

・７月指導予定の事業所は、「３月～５月の状況」

・８月指導予定の事業所は、「４月～６月の状況」

・９月指導予定の事業所は、「５月～７月の状況」

・１０月指導予定の事業所は、「６月～８月の状況」

・１１月指導予定の事業所は、「７月～９月の状況」

・１２月指導予定の事業所は、「８月～１０月の状況」

・１月指導予定の事業所は、「９月～１１月の状況」

２「　月　日」は

・６月指導予定の事業所は、「５月１日」

・７月指導予定の事業所は、「６月１日」

・８月指導予定の事業所は、「７月１日」

・９月指導予定の事業所は、「８月１日」

・１０月指導予定の事業所は、「９月１日」

・１１月指導予定の事業所は、「１０月１日」

・１２月指導予定の事業所は、「１１月１日」

・１月指導予定の事業所は、「１２月１日」

３「直近月」は

・６月指導予定の事業所は、「４月」

・７月指導予定の事業所は、「５月」

・８月指導予定の事業所は、「６月」

・９月指導予定の事業所は、「７月」

・１０月指導予定の事業所は、「８月」

・１１月指導予定の事業所は、「９月」

・１２月指導予定の事業所は、「１０月」

・１月指導予定の事業所は、「１１月」

４「　月分」は

・６月指導予定の事業所は、「４月分」

・７月指導予定の事業所は、「５月分」

・８月指導予定の事業所は、「６月分」

・９月指導予定の事業所は、「７月分」

・１０月指導予定の事業所は、「８月分」

・１１月指導予定の事業所は、「９月分」

・１２月指導予定の事業所は、「１０月分」

・１月指導予定の事業所は、「１１月分」

* 調書様式中、該当しない項目については削除して作成してください。